

間長に聞く







× 追幸治

うるま市長

公益社団法人 全日本不動産協会 沖縄県本部 本部長公益社団法人 不動産保証協会沖縄県本部 本部長

迫本部長 うるま市が誕生して12年。島袋市長の 市政運営は9年目ということになります。旧具志川 市・石川市・勝連町・与那城町の4市町合併後から、 さまざまな取り組みをされてこられたと思います。

島袋市長 平成19年度に「うるま市総合計画」を策定しまして、自治会や民間事業者、行政が一体となった「うるま市はひとつ・市民協働によるまちづくり」を行ってきました。今年度からの10年間は、「第2次うるま市総合計画」に基づいて、引き続き、うるま市の発展、課題解決に取り組んでまいります。実は、平成22年国勢調査でうるま市の完全失業率は18.2%と全国的にみても驚くような数字だったのです。これはどういうことかと。しかし、逆に「ピンチはチャンス」と捉え、人材育成、起業・就労支援をしっかりやっていかなければならない、と決意したことを思い返しているところです。

迫本部長 以前の具志川市といえば、サトウキビの 生産量が多く、勝連のモズクや津堅島のニンジンな ど県内外でブランドイメージが定着しているように 思っていたのですが、畜産・農業・水産で変化は起 きているのでしょうか。

島袋市長 そうですね。生産者は高齢になり後継者問題があります。しかし、こうした状況を嘆くのではなく、発想を転換していくことが大事だと思います。実際、後継者のいない農地を牛の草地に転換した結果、肉牛の生産者が増加しています。

迫本部長 そういえば、「山城牛」 はうるま市のブランド牛ですね。

島袋市長 これまでの畜産は市内で育てて、県外に出すことがほとんどだったんです。それが今や県内で認められるブランド牛になりました。畜産は高齢者の就労支援にもつながっているんですね。農業を続けるのは難しいけれど、牛や山羊の世話ならできる、草地の管理ならできる、体を動かし健康にもいい、収入も得られるのです。漁業もこれまでの「獲る漁業」から「つくる漁業」への転換が不可欠だと考えています。津堅島ではEVカーの導入や空き家活用の民泊事業などを通して、新しい観光モデルのエコアイランドとなる道を探っているところです。

迫本部長 従来の枠組みにとらわれない発想が素晴らしいですね。沖縄県内のどの自治体も同じような 課題を抱えていると思いますが、うるま市が先行事 例となるのかもしれません。

島袋市長 いくつかの事例を挙げましたが、これらは、行政課題の解決のために掲げた3つの基本目標を実現するための実行策です。「観光振興」「農業振興」「産業振興」は経済活性化の大きな柱です。また、先にお話した完全失業率の改善も引き続き力を入れていかなければなりません。完全失業率については、「うるま市失業対策アクションプラン」によって、就労支援、人材育成事業に取り組んできた結果、今年4月に発表された平成27年国勢調査の結果では、7.5%にまで改善できています。昨年度は1000人を超える新規就業者があり経済の活性化、雇用の拡大は順調に進んでいると思います。

雇用については、中城湾港新港地区の物流拠点には220社以上の企業誘致が進み、5000人以上の雇用が生まれています。同じく、イオン具志川周辺でも、新たな企業誘致が進み、さらなる雇用拡大が目指せると考えています。

迫本部長 農業、産業振興が進むなか、住宅地整備も最終段階とのことですが。

島袋市長 そうですね。うるま市全体を俯瞰してみたときに、勝連城や浜比嘉島等、海中道路でつながれた離島4島は、観光だけではなく歴史的・文化的なシンボルの地区です。また、中城湾港新港地区や

▎▖▙▗▘▗▜▊█▗▘▗▘▊▗▍▄▗▆▗▊░▟▖▗▙▗▐▗▗▆▃░▟▙▗▆▗▆▗▗

大規模ショッピングセンターの商業振興地区は経済の中心となる地区です。一方、安慶名地区をはじめとした住宅地区は、安心して子育てができる住みやすい街づくりが求められています。

ŶŶŶĿŢſſ^ŢŢŶĬſŶĬſŶŶĬſŢŶŶŶſĬŶŶŶĹĹĸĸŶĹŢĸĸŶŢŶŶŢŶŶ

特色のあるそれぞれの地域の特性を生かして、適 正な開発、整備をしていくことは市政運営では非常 に大事なことです。住宅地区の整備に関しては、最 終段階ですが、併せて、道路整備もさらに進めてい かなければと考えています。

迫本部長 具体的にはどのような計画があるのでしょうか。

島袋市長 本島西海岸では、新たな海岸道路が建設中ですが、うるま市を含む東海岸では、物流と人の動線を分けて考えるべきだと思っています。中城湾の物流センターを沖縄県の物流拠点地域として発展させていくには、高速道路からのアクセスの改善も必要ですし、南北をつなぐ物流の大動脈、産業道路も必要になってくるでしょう。住民が安心・安全に暮すためには、人の流れと物の流れは別であるべきだと思っているのです。

迫本部長 確かに、産業道路と生活道路を分けるというのは、住民の安全のためにも重要なことですね。 人口も合併後から増えて約12万人と聞いています。 土地の開発やゾーニングだけではなく、道路計画も 重要というわけですね。

島袋市長 そのとおりですね。街中を子どもたちが歩いていると、本当にうれしくて、うれしくて。この子どもたちの未来のために、自分たち行政は仕事をしているんだと痛感します。農業振興、産業振興、人材育成、雇用拡大と、やるべきことは山ほどありますが、子どもたちの未来を今作っているんだという気概をもって市民一丸となって取り組んでいきたいですね。企業誘致が進めば人の流れも変わります。動きのあるところに人は集まってくるものです。

迫本部長 うるま市の将来像が楽しみになってきました。

島袋市長 「愛してます 住みたいまち うるま」これが、うるま市の将来像のキャッチフレーズです。 第2次うるま市総合計画では、6つのまちづくりの

基本目標を掲げております。

- 1) みんなで支えあう健やかなまちづくり
- 2) 子どもがいきいきと育つまちづくり
- 3) まちの活力を生み出す産業づくり
- 4) 自然と調和した快適でくらしやすいまちづくり
- 5) 郷土に誇りをもち未来を拓く人づくり
- 6) 市民と行政が一体となった協働によるまちづくり

この6つの基本目標に基づいた施策を推進していきますが、指標も明示しています。たとえば待機児童については、平成33年度にはゼロを目指すというように、わかりやすい運用をしていく考えです。さらには、「健康づくり」「子どもの貧困対策」「島しょ地域振興」の3つのテーマは、各部署が連携して取り組む必要がある課題であり、「分野横断施策」として位置づけています。次の10年を見据えた市政運営をしてまいります。

迫本部長 3期目のますますのご活躍をお祈りいたします。本日は、ありがとうございました。

今を知ること、危機意識をもつこと、全体を俯瞰して見ること。島袋市長の言葉から、仕事に対するスタンスを垣間見たように思います。「誰のために仕事をしているのか」と何度もおっしゃっていたのが心に残りました。実現したいことのアイデアが次々と沸きでてきて、市政運営が楽しくて仕方ないというご様子。合併から12年。さらなる発展が期待できそうです。





委員会活動を強化し、その成果を会員の 皆様に還元できる組織づくりに努めます!

平成29年5月12日(金)、浦添市産業振興センター結の街において、 定時総会が開催された。

来賓に、沖縄県土木建築部 建築指導課課長 宮平尚様をお迎え し、会員総数257名のうち出席会員22名、委任状135名と併せて 157名となる中審議が行われ、報告及び全議案が承認された。

◆(公社)全日本不動産協会

(報告事項)

- ・平成28年度事業活動報告に関する件
- ・平成28年度決算報告に関する件
- ・平成28年度監査報告に関する件
- ・平成29年度事業活動計画に関する件
- ・平成29年度収支予算に関する件

●議事進行報告

事業報告について當山明子総務委員長、決算報告 について波平忠敏財務委員長、監査報告について 相澤英二監事がそれぞれ報告を行った。

事業計画案について當山明子総務委員長、収支予算について波平忠敏財務委員長が説明・報告を行った。

(議案審議)

・第1号議案 役員改選(案) に関する件 追本部長より提案説明があり、質疑応答後、賛成 多数で承認された。

別室にて新役員による理事会が開催され、**本部長**: **追幸治、副本部長:波平忠敏**で決定報告が行われた。

・第2号議案 総本部理事候補者選出(案)に 関する件

當山総務委員長より提案説明があり、賛成多数で 承認された。

理 事:迫 幸治

・第3号議案 代議員選出(案) に関する件 當山総務委員長より提案説明があり、賛成多数で 承認された。

代議員:迫 幸治、赤嶺 剛、土田英明、志堅原隆

◆(公社)不動産保証協会

(報告事項)

- ・平成28年度事業活動報告に関する件
- ・平成28年度決算報告に関する件
- ・平成28年度監査報告に関する件
- ・平成29年度事業活動計画に関する件
- ・平成29年度収支予算に関する件

●議事進行報告

事業報告について當山明子総務委員長、決算報告 について波平忠敏財務委員長、監査報告について 石川清光監事がそれぞれ報告を行った。

事業計画案について當山明子総務委員長、収支予算 について波平忠敏財務委員長が説明・報告を行った。 (議案審議)

------・第1号議案 役員改選(案) に関する件

迫本部長より提案説明があり、質疑応答後、賛成 多数で承認された。

別室にて新役員による理事会が開催され、**本部長**: **迫幸治、副本部長:波平忠敏**で決定報告が行われた。

代議員:迫 幸治、赤嶺 剛、土田英明、志堅原隆

平成29年度 新役員紹介

役 職	氏 名	商号
本 部 長	迫 幸治	全保連(株)
副本部長	波平 忠敏	(有)ティダエステート
理事	赤嶺 剛	(有)スタプランニング
理事	木村 隆宏	(株)沖縄ネット不動産
理事	土田 英明	琉球コーポレーション(株)
理 事	志堅原 隆	オレンジホーム(株)
理事	屋宜 盛夫	(株)オキナ開発
監事	相澤 英二	さくら不動産(有)
監事	石川 清光	伊江島不動産

○沖縄県本部委員会(委員長・副委員長)名簿

委 員 会	委 員 長	副委員長
総務委員会	波平 忠敏	土田 英明
財務委員会	波平 忠敏	屋宜 盛夫
入会資格審査委員会	屋宜 盛夫	
取引相談委員会	屋宜 盛夫	志堅原 隆
教育研修委員会	志堅原 隆	屋宜 盛夫
組織委員会	赤嶺 剛	有馬 良一
広報委員会	土田 英明	大湾 喜之
流通推進委員会	木村 隆宏	久場 謙孝



第19回目 債権法改正について(その1)



ふじ法律事務所 (公社)全日本不動産協会沖縄県本部 顧問弁護士 **藤田 雄士** ふじた ゆうじ

所在地:沖縄市知花6-11-42 ウィステリアコート1階 TEL:098-938-7370

営業時間:9~18時 (※お問い合せは24時間受付) URL: http://www.fuji-law.com/

第1 民法(債権法)改正の背景について

日本の民法が制定されたのは明治29年(1896年)です。細々とした法改正は行われていますが、カタカナがひらがなに変わったという点を除けば財産法分野の大半の条文は制定当時のままです。

明治29年というとかなり昔の感がありますが、 当時制定した法律が現在も機能していることを考 えると人間の生活はそれ程大きく変わっていない のかもしれません。

ところで、広く世界に目を向けると法体系は英 米を中心とするコモンローとフランス・ドイツな どヨーロッパ諸国で広く採用されているシビル ローに分類されるとされています。日本の民法は、 穂積、富井、梅という3名の学者がヨーロッパに 留学しその中で当時の日本に一番適していると思 われる法体系を採用したと言われており、形式は ドイツ法、中身はフランス法ともいわれています が、法体系の分類としてはシビルローの体系に属 すると言われています。

英国、米国の法体系であるコモンロー判例法とも表現され、過去の判例の集積そのものが法律として機能していると言われています。複雑多岐にわたる判例を市民が理解するのは容易ではなく、英米法の体系化にある国では弁護士が果たす役割はより大きいとされています。これに対して、シビルローの法体系は別名制定法主義ともいわれ、

制定された法律の解釈をもとに是非弁別を判断することから市民にも理解しやすい法体系とも言えます。

もっとも、コモンローの法体系下にあるとされる米国においても、実際にはかなり制定法化が進んでいます。具体的にはUCC(米国統一商法典とも訳されます)というモデル法案が作成されており、50ある各州がこれらのモデル法案を採用することにより制定法化が進んでいます。例えば、UCCの第2編は売買についてのモデル法案であり、契約の成立、瑕疵担保、契約の解除、債務不履行の場合の損害賠償の計算方法に至るまで、日本の民法よりもずっと詳細な条項が定められています。

一方、日本の民法は制定法主義の法体系に属し 市民にも理解し易い法体系下にあるとされていま すが、他方で制定法主義といわれる法体系下にお いても、条文だけからは判断できない事項につい ては、裁判所の判断に寄らざるを得ず、こうした 点について最高裁判所が示した判断基準は法律と 同様の機能を果たしていますが、これら判例の集 積は条文に反映されない限り市民には理解できま せん。民法制定からすでに110年以上が経過し、 すでに民法の様々な分野で最高裁判例が集積され ていることから、民法の条文だけ読んでも実際の 法適用の結果を予測できなくなっています。

また、日本の民法は明治29年に当時の市民生活

を念頭に必要と思われる法体系として制定された わけですが、テクノロジーの進歩や生活環境は当 時と大きく変わっているのは間違いなく、制定当 時の条文では今日の社会において適切に機能して いない場面も生じています。

今回の民法大改正はこうした時代背景を受けて 行われたものであり、民法が制定されて以来の大 改正となっています。今回の民法改正は、別名「債 権法改正」という形でも表現されています。民法 のうち親族・相続を除く財産法の分野は、大きく 言って物権法と債権法に分類されますが、今回の 改正の中心が債権法の分野に属する条文が中心と なっているからです。実際には債権法の条文だけ でなく、総則と言われる分野の条文についても大 きな改正が行われています。

第2 成立に至るまで

民法改正の動きが具体的にスタートしたのは 2006年(平成18年)10月です。民法(債権法)改正 検討委員会が発足し、その集大成として、2009年 (平成21年)3月、「債権法改正の基本方針」が発刊 されております。

2009年11月に法制審議会民法部会が発足し、 2014年(平成26年)9月、要項仮案が公表されま した。

民法改正案は2015年(平成27年)3月の国会に 法案として提出されましたが、その時々の政局の ために審理が延び延びになっており、ようやく、 2017年(平成29年)5月26日、国会で成立し、同 年6月2日公布されました。改正民法は、公布か ら3年以内に施行されることになっていますので、 遅くとも2020年度(平成32年)6月2日までには 施行されることになります。

第3 改正の概要

具体的な改正内容については次回以降解説しま すが、改正の概要は以下のとおりです。

改正の内容ですが、消滅時効の様に法による規律の内容そのものを変更している例もありますが、 改正対象の中心は従前の民法の条文だけでは理解 が難しくなった点を判例の集積も踏まえより規律 の内容を具体化・明確化した点にあると言えます。 したがって、改正後の民法は市民により理解し易 い条文になったと言えると思います。

1 総則分野の改正

まず、民法総則分野での大きな改正としては消滅時効についての改正があります。特に、これまで債権の種類ごとにばらばらであった消滅時効期間を基本的に5年に統一した点は改正の大きな柱となっています。

2 債権法総則分野の改正

債権総則分野においては、①保証、②詐害行為取 消権、③法定利率、④相殺、⑤債権譲渡の各条文の 改正が柱となっています。個人的には③の法定利率 の改正は社会生活に大きな影響を与えると考えて いますが、その理由については追って解説します。

3 契約法分野の改正

契約法分野の改正としては、①売買、②危険負担、 ③賃貸借、④定款約款などがあります

第4 最後に

以上が、今回の民法(債権法)改正の背景と改正 の概要です。

次回以降、不動産を中心とした企業取引に影響を与える可能性の高い分野を中心に改正の内容を 具体的に解説していきたいと思います。



○ & △ 税制改正情報

2017年から適用される改正税制一覧



不動産事業所 職員のための 会計と税務講座

鈴木和子税理士事務所 所長 **鈴木 和子** すずき かずこ

所在地:那覇市壺川 1-1-15 アルファビル202

FEL: 098-835-9270

URL: http://www.tkcnf.com/ksuzuki/pc/

毎年、たくさんの税制改正情報が発信されていますが、適用される時期はまちまちです。 個人の確定申告や不動産関連の改正情報について、それぞれの適用時期を知った上で、活用しましょう。

2017年1月1日以後適用

(確定申告)医療費控除等の申告書添付書類の見直し

内 容:医療費控除又はセルフメディケーション税制の適用を受ける場合、医療費の領収書の添付に代えて、医療費又は医薬品

購入費の明細書を確定申告書に添付

適用時期:平成29年分以後の確定申告書から適用

(確定申告)住宅ローン控除の対象となる借入金の範囲の拡大

内 容:給与所得者が年 0.2% 以上の利率で勤務先から貸付を受けた住宅借入金について住宅ロン控除の対象とされます。

適用時期:平成29年1月1日以後に居住用家屋を自己の居住用に供する場合

2017年4月1日以後適用

(確定申告)住宅ローン控除等の対象となる改修工事の範囲の拡大

内 容:住宅ローン控除等の適用対象となる範囲が拡大され、断熱改修工事等、特定断熱改修工事等と併せて行う一定の修繕・

模様替えの工事も対象となります。

適用時期:平成29年4月1日以後に自己の居住用に供すること

(確定申告)長期優良住宅化リフォームに係る住宅ローン控除等の特例の創設

内 容: 既存住宅を長期優良住宅化する一定の改修工事が住宅ローン控除等の対象に加えられました。

適用時期:増改築等をした居住用家屋を平成 29 年 4 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの間に自己の居住用に供すること

(手続)届出手続の簡素化

内 容:所得税の届出書について次の所轄税務署長への提出が不要とされます。

届出書	提出不要となったもの
納税地の変更	変更後の納税地の所轄税務署長
納税地の異動	移動後の納税地の所轄税務署長
個人事業の開廃業等	個人の納税地の所轄税務署長以外の税務署長
給与支払事務所等の移転	移転後の給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長

適用時期:平成29年4月1日以後の変更等

(相続税・贈与税)納税義務の見直し

内 容: 国内に住所を有しない日本国籍のある相続人等にかかる相続税の納税義務は、国外財産が相続税の課税対象外とされる 要件を、被相続人等及び相続人等が相続開始前 10 年(改正前 5 年)以内のいずれの時においても国内に住所を有したことがない こととされました。

適用時期:平成29年4月1日以後に相続もしくは遺贈又は贈与

(相続税)物納順位の見直し

内容:相続税を物納する場合、国が引き取る順位があります。

【物納財産の順位】

	改正前	改正後
第1順位	国債、地方債、不動産、船舶	国債、地方債、不動産、船舶、上場株式等
第2順位	社債、株式、証券投資信託又は貸付信託の受 益証券	上場株式等を除く株式、社債、証券投資信託 又は貸付信託の受益証券
第3順位	動産	動産

適用時期:平成29年4月1日以後の物納申請分より適用

(固定資産税)企業主導型保育事業に係る固定資産税の軽減

内 容:子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が、一定の保育に係る施設を設置する場合に固定資産税等を5年間計軽減する措置

適用時期: 平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に子ども・子育て支援法に基づく助成金を受けた場合適用

(不動産取得税)地域型保育事業に係る不動産取得税の軽減措置の見直し

内 容:家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業の用に直接供する家屋に係る不動産取得税の軽減措置

適用時期:平成29年4月1日以後の取得について適用

(固定資産税)住宅に係る固定資産税の特例措置の拡充

内 容:長期優良住宅化リフォーム(耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修)を行った住宅に係る固定資産税について、減額措置の拡充

適用時期:平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に行われるリフォームについて適用

※個別の判断については税務署の「税務相談室」や税理士にご相談ください。

委員会活動報告

◆教育研修委員会

宅地建物取引業法をはじめとする法規や、税務につ いての解説。また、取引上のトラブルに対する防止策 および解決方法など、宅地建物取引業を営む上で欠か す事のできない知識を学ぶ「法定研修」を実施してい ます。

第1回 法定研修会 6月29日(木)

テーマ「全日会員システム「ラビーネット」のご紹介| 講 師:(公社)全日本不動産協会 総本部 流通推進委員会 委員長 風祭 富夫

・今年リニューアルされた支援システム「ラビーネット」 について、業務コンテンツや様々なツールをご紹介 しました。



第2回 法定研修会 8月15日(火)

テーマ「民法改正について」

・売買、賃貸実務に与える影響など 他

師:ふじ法律事務所

弁護士 藤田 雄士

・瑕疵担保責任がどう変わるのか?原状回復や敷金 関する実務はどう変わるのか?など、質疑応答も活 発に行われました。

◆今後の研修会日程

- ·第3回法定研修会 11月10日(金) 「住宅インスペクションについて
- ·第4回法定研修会 1月23日(火) 「賃貸管理基本講習 | eラーニング (予定)
- ·第1回流通研修会PC実務研修 8月25日(金)
- ・ステップアップトレーニング賃貸基礎編 9月26日(火)

★研修用 DVD の貸出のお知らせ★

研修業務の一環として研修用DVDの貸出しを行っ ています。

宅地建物取引士、宅地建物取引業の業務に従事し、 又は従事しようとする方々を対象とした研修等に、積 極的にご活用下さい。

研修用DVDのリスト等詳細につきましては、沖縄県 本部事務局までお問い合わせください。

<無料法律相談会のお知らせ(会員様限定)>

沖縄県本部顧問弁護士事務所による無料法律相談 会を下記の通り開催する事になりました。

宅建業に関する業務と法律解釈の整合性、及び実 際のトラブルの解決の一助としてご利用ください。

<開催日時>

10/17(火)、12/19(火)、H30.2/20(火) 時間はいずれも14時~16時

所> 沖縄県本部 事務局

<相談時間> 1社30分

相談枠は4社までとなります。

<相談予約> 申込書での事前予約制

締切:開催日の1週間前

お問い合わせは、事務局(098-867-6644)まで。

理事会及び各委員会の動き(平成29年4月~8月)

4月

10日 平成28年度 決算監査

11日 総本部 総務委員会

11日 沖縄県居住支援協議会監査

第12回 沖縄県本部定時

25日 無料相談

26日 教育研修委員会

30日 広報委員会

6月

総本部 理事会 第2回 理事会

沖縄県居住支援協議会W **7月** 9 日

14日 組織委員会

15日 広報委員会

16日 沖縄子どもの未来県民会議

20日 取引相談委員会、総本部 理事会

21日 定時総会

29日 第1回 法定研修会

6日 流通推進委員会

7日 総本部 理事会

10日 総務委員会 第3回 理事会

14日 広報誌 うるま市長取材

8月

28日 総本部 理事会

18日 九州公正取引協議会 沖縄地区指導委員会

21日 流通担当役職員意見交換会

25日 第1回 流通研修会 PC実務研修

新入会員の紹介

New Member

BestLife

代表者 兼 宅建士:

比嘉 亜紀

趣 味:旅行・釣り セールスポイント: 多くの方々の、"かか りつけの不動産屋さ

ん"となれるように お客様密着型不動産

会社を目指します

住 所:沖縄県中頭郡読谷村字大湾468番2

大湾ハウス102号

TEL:098-989-9650 FAX:098-989-9651

株式会社ウィステリアパートナーズ

代表者:藤田 雄士 宅建士:楚南 竜磨 趣味:野球、ゴルフ (上手ではありませ ん)、将棋 セールスポイント

(モットー):



動してきた経験を生かし、通常の売買だけでな く、所有者が外国に居住している不動産、所有 者が所在不明となっている不動産、多数共有者 がいて処分できない不動産、法的紛争に関連し て処分が必要となっている不動産案件なども取 り扱っていきます。どうぞよろしくお願いします。 住 所:沖縄市知花6丁目8番17号セイワビル 201

TEL:098-988-7100 FAX:098-988-7101

恵コーポレーション

代表者:平良 佑司 宅建士:平良奈津子 趣 味:トライアスロ ン、マラソン セールスポイント: 明るく元気に分かり

易く

住 所:那覇市牧志

2-17-45

TEL:098-866-6851 FAX:098-869-9104

ANRAKU株式会社

代表者:安樂 正樹 宅建士:安樂 正樹

住 所:那覇市牧志1-13-2 TEL:098-943-6450 FAX:098-943-6459

センチュリー不動産沖縄

代表者: 花城 可彦 宅建士:花城 可彦

住 所:宜野湾市大山2-9-2 1-B

TEL:098-943-6164 FAX:098-943-6164

エスジー開発

代表者:座間味 栄樹 宅建士:玉榮 健治

住 所:うるま市字汀洲548-16-205

TEL:098-988-5932 FAX:098-988-5933

(株)オフィス伊藤

代表者:伊藤 望 宅建士:伊藤 弘之

住 所:那覇市字仲井真357-1 ココパルス3-C

TEL:098-959-0206 FAX:098-911-2334

(株)フレームワーク

代表者:大城 真 宅建士:山村 有香

住 所: 宜野湾市志真志 4-2-2 2-A

TEL:098-917-0550 FAX:098-917-0551

(同)平田商会

代表者:平田 健 宅建士:平田 健

住 所: 糸満市西崎1-27-2 マンション新垣2F

TEL:098-995-1405 FAX:098-995-1405

TAKANO HOME

代表者: 照屋 太加之 宅建士:知念 一正

住 所:沖縄市泡瀬1-8-3 シーサイド泡瀬2F

TEL:098-987-8338 FAX:098-987-8337

(株)シナジートラストキャピタル

代表者: 亀島 淳一 宅建士:上間いずる 住 所: 読谷村大湾356 TEL:098-923-3180 FAX:098-923-3181

(株)南国

代表者:長浜 英樹 宅建士:仲米 幸雄

住 所:沖縄市比屋根1-2-1-302

TEL:090-2859-9918 FAX:098-982-2300

えにし不動産

代表者:玉城 盛吉 宅建士:玉城 盛吉

住 所:浦添市仲間1-26-1 与那覇アパ-ト102

TEL:098-874-6067 FAX:098-874-6067

(同)a. and. A

代表者:新垣 博之 宅建士:新垣 博之

住 所:与那原町字与那原3858番地2

TEL:098-963-9716 FAX:098-963-9746

(株)あかりハウジング

代表者:新垣 徳子 宅建士:新垣 順子

住 所:那覇市泊3-14-5 アーマンズハウス206

TEL:098-868-6508 FAX:098-868-6509

濱家

代表者:長濱 均 宅建士:長濱 均

住 所:北谷町桑江589-7 TEL:098-936-3623 FAX:098-936-3623

日本生命那覇ビル9 四三三

(有)福琉印刷

開業キャンペーン

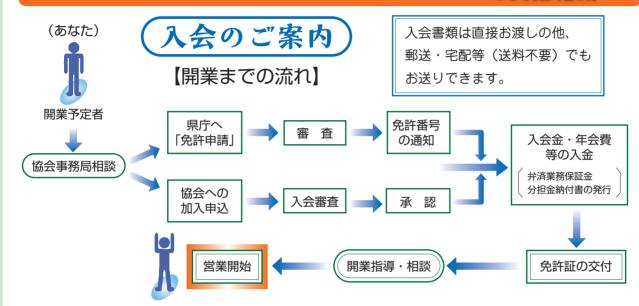
3月31日まで

あなたの開業計画を(公社)全日本不動産協会沖縄県本部がサポートし

全国47都道府県をカバーしている(公社)全日本不動産協会だから将来の事業展開も安心です!

キャンペーン期間中なら入 負担を軽くして独立開業!

の負担軽減



詳細はweb、または(公社)全日本不動産協会沖縄県本部までご連絡下さい。

全国へ家賃保証をお届けします。



Zenhoren

賃貸ライフの頼れるパートナー

沖縄本社/〒900-0003 沖縄県那覇市安謝2-2-5 TEL.098-866-4901 東京本社/〒160-0022 東京都新宿区新宿4-3-17 ダヴィンチ新宿4階 TEL.03-5368-1188

加盟団体: 公益財団法人日本賃貸住宅管理協会 一般社団法人全国賃貸保証業協会 NPO法人NORS http://www.zenhoren.jp